



VOL.78

トクちゃん新聞

9月号


眞面ビール飲んでみました〜♪
美味しかったです！！



平成25年9月5日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階
TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

●どの社員さんに頑張ってもらいますか？

担当：徳野 

右の図で社員さんを区分した場合、御社の場合どこにどなたが入りますか？

- ①:ここに多くの方が区分される会社は業績も伸び、社長のストレスもほとんどないと思います。
- ②:知識やスキルを磨いて経験を積んで①に成長してもらいます。
- ③:御社のみならずその業界の**仕事に向いていない**のではないのでしょうか。
- ④:**転職を勧める**。成果を出すだけに②の領域の人が**考え方や行動を真似したりさせられたり**すると会社にとっては大変な損失となります。

		社長の考えに	
		合わない	合う
成果を	出す	4	1
	出さない	3	2


●理想は3・4の人は採用しない

理想は3・4の人を採用しないことです。そのためにも、縦の軸「**社長の考え・こだわり**」を明確にしておく必要があります。この軸を鮮明に打ち出しておくことで、入社後のお互いのストレスが少しでも防げるのではないのでしょうか。

実は、この**縦の軸を明確にするお手伝い**をさせていただいています。**ご興味のある方は徳野までお問い合わせ**ください。お客様にとってもかなり面白い仕事となること間違いなしです。ぜひ一緒に取り組みましょう！



◆消費税込対策特別措置法

担当：井上 

平成25年10月1日より消費税の円滑かつ適正な転嫁を拒む行為を禁止する「**消費税込対策特別措置法**」が施行されます。消費税の仕組み(下記図解参照)が円滑に進むためには各段階での価格の上昇が欠かせません。モノやサービスの価格が持続的に下がるデフレ経済のもとでは各段階での転嫁の環境が整わず、利益などを圧迫する恐れがあり以下のような行為等が禁止されます。

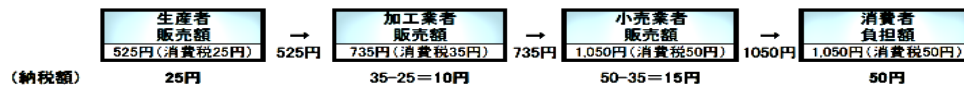
I. 禁止される行為

- ①減額・・・本体価格に消費税を上乗せして契約したが、消費税分の全部又は一部を**事後的に対価から減じる**こと。
- ②買いたたき・・・原材料費の低減等の状況変化がない中で、**適正な消費税込の価格よりも低い対価を定める**こと。
- ③報復行為・・・上記のような行為を公正取引委員会に知らせたことなどを理由に取引を停止するなど**不利益となる行為**をすること。


II. 禁止される表示

- ①転嫁しない旨の表示・・・「消費税は**転嫁しません**」「消費税は**当店が負担**しています」
- ②消費税に関連した値引きの表示・・・「消費税率上昇分**値引き**します」「消費税相当分、次回購入に利用できる**ポイント**を付与します」

<消費税転嫁の仕組み>



◆無印良品は、仕組みが9割

担当：井上 

「無印良品」が劇的な復活を遂げた理由、それは**徹底的な「仕組み化**」でした。不採算店の閉鎖やリストラはありましたが、復活劇の最大の要因は「**MUJIGURAM**」という**2000ページにもおよぶマニュアル**を作成したことにあるようです。以下、本書の一部です。

上司が自分なりにノウハウをつくり、それを直属の部下だけに教えるのは、どの企業でも行われていると思います。一昔前なら、上司がじっくり部下を教える時間がありましたが、変化の速い時代ではなかなか時間がとれないのが現状です。背中だけを見せて育てる文化とは決別し、マニュアルという目に見える形にすれば、上司が部下を効率的に指導できるようになります。またマニュアルをつくる段階で、普段何気なくしている作業を見直すこととなります。マニュアルとは**組織の体質を根本的に変えるために必要なツール**です。そのためには作業の一つひとつの意味を考え直さなければならないので、仕事の仕方や姿勢を深く掘り下げるきっかけにもなるでしょう。

この本を読み私自身が感じたことは、組織の中でのマニュアル作成はもちろん重要です。ただ組織だけでなく各個人においてもマニュアルの作成をしてみるのもおもしろいのではないかと思います。今まで気づかなかった無駄やその本当の意味を知る上で非常に役立つ方法ではないでしょうか。

【書籍名】無印良品は、仕組みが9割 【著者】松井忠三 【出版社】榊角川書店



◆ 税務スケジュール(9月)

9月10日(火)

- ・8月分 源泉所得税の納付
- ・8月分 住民税の納付(特別徴収)

9月30日(月)

- ・7月決算法人 確定申告
- ・1月決算法人 中間(予定)申告
- ・10月 1月 4月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・8月分社会保険料

◆ 算定基礎届 決定通知書

7月に提出した算定基礎届の決定通知書がそろそろ届くころだと思います。決定通知書により、標準月額の変更が必要になる場合がございますので、ご確認をお願いいたします。 **9月分保険料(10月納付分)より変更**になります。

◆ 厚生年金保険料率の変更

9月分(10月納付分)より、厚生年金保険料率に変更になります。0.354% 引き上げられ、**17.120%**になります。(労使折半で**8.56%**ずつ負担)

担当:
廣島



◆ Wordで定型句を登録する

頻繁に使用する文章や画像を登録しておく、効率的に入力できます。

Word2003までのバージョンをご利用されている方

挿入 → 定型句 → 新規作成

Word2007以降のバージョンをご利用されている方

挿入 → クイックパーツ → 定型句 → 新規作成

会社名や住所等は単語登録でも代用できますが、**定型句の登録では、改行や文字の大きさ、画像、書体などもそのまま保存**できるので、体裁を整える手間も省けます。

是非、お試しください。

担当:岡村



◆ 感謝の生活

「暑いなあ、汗が出てくる 有り難い ありがたい
感謝の生活から 幸せが生まれてくる」

担当:池田



あるお寺の門前に掲示されていた「ことば」です。毎日、本当に暑い日が続いています。それだけに「暑い、暑い。なんでこう暑いんだ」と不満がつい口に出がちですが、そう言ったからといって涼しくなるわけではありません。ますます暑さに対して不満を持つようになるだけです。**愚痴や不平不満からは幸せは生まれてこないのです。**

感謝の気持ちが幸せの人生サイクルを回し、不平不満が不幸の人生サイクルを回すといわれています。感謝が喜びと自他一体の愛を感じ、創造性に結びつくのに対して、不平不満は憎しみと自己中心欲求を高め、破壊活動に結びつくからです。

心で先に感謝すると後から感謝することが実現するということですが、**幸せな人生はすべてに感謝することから始まるのです。**

どんな時でも「有り難い、ありがたい」と感謝して生きたいものです。



「仕事の記録帖」(文明出版社発行)より抜粋

日々の生活の中でも、「有り難い、ありがたい」、「感謝、かんしゃ」と素直に思えるよう努力しております。でも、何となく気持ちが軽くなると感じるのは気のせいでしょうか？



◆ スタッフより

担当:井上



毎年この時期になると税理士試験という非常に厄介な敵と戦わなければなりません。

私が税理士を志したのは24歳、一般企業の営業マンとして働いている頃でした。自分の将来に漠然とした不安を感じ、一生活躍出来る資格を取って仕事をしたいと考え、「**合格までの年数はかかるかもしれないが、あきらめなければ必ず合格できる**」といわれる税理士試験の挑戦をはじめました。

挑戦をはじめた当初は自分でも思っていなかったほど順調で4科目合格(税理士試験は5科目合格で完全制覇)まではそんなに年数はかかりませんでした。

挑戦開始から13年... **いまだゴールにはたどり着けません。**そして、今回の試験も...

あきらめているわけではないのですが、この税理士試験というものは思った以上の強敵でした。来年こそは皆様へ合格のご報告ができるよう**気を入れ直して頑張ります!!**



◆ 税務クイズ

担当:廣島



今回は過去のトクちゃん新聞(25年6月号)

各コーナーからの出題です!

第一問 ◆ 教育資金一括贈与の非課税特例

直系尊属から30歳未満の者に対する教育資金に充てるために贈与した金額は〇〇円まで贈与税が非課税となる。〇〇に入る金額は?

第二問 ◆ 平成25年度相続税についての税制改正ポイント

相続税の基礎控除について、現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」を「**3,000万円+600万円×法定相続人の数**」に引き下げられました。適用されるのはいつからでしょうか?



第一問 1,500万円

※ 特例の適用を受けるには税務署・金融機関への書類の提出が必要です。

第二問 平成27年1月1日以後の相続より適用されます。